

委嘱事務について

○民生委員・児童委員の推薦には大きく分けて以下の2つがあります。

(1) 一斉改選

民生委員・児童委員の任期は3年で終期が統一されているため、3年に一度、12月1日付で再任者も含め一斉に委嘱が行われます。(東京都では約1万人が改選されます。)

次回の改選は令和4年12月1日になります。

(2) 欠員補充(随時委嘱)

任期途中で辞職した委員の後任や欠員地区の担当委員を委嘱する手続きです。委嘱時期については以下のとおりです。

①審査分科会対象者(要説明者):年4回[4月、7月、10月、1月]

②それ以外の委嘱者(諮問省略):年12回[毎月]

○令和2年度委嘱事務日程

①審査分科会対象者(要説明者)

委嘱予定 年月日	令和2年 10月1日付委嘱	令和3年 1月1日付委嘱	令和3年 4月1日付委嘱
推薦書類提出期限 必着	令和2年 7月20日	令和2年 10月19日	令和3年 1月18日
民生委員審査分科会開催	令和2年 8月下旬	令和2年 11月下旬	令和3年 2月下旬
委嘱決定通知 (予定)	令和2年 9月下旬	令和2年 12月下旬	令和3年 3月下旬

②審査分科会の審査を省略できる候補者(要説明事項に該当しない者)

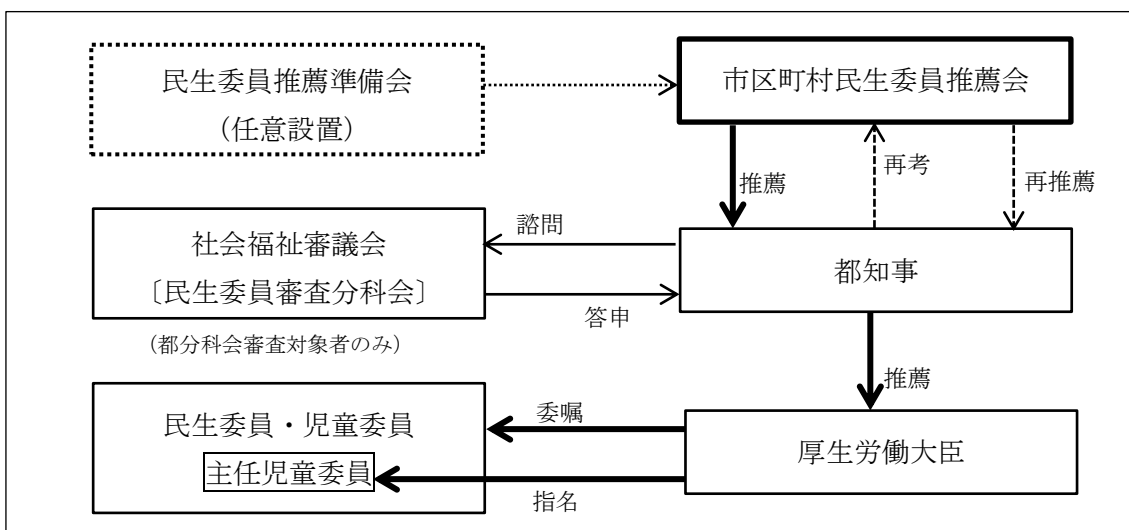
推薦書類の提出期限は、委嘱予定月の前々月末**必着**となっています。

⇒協力員も同様、前々月末までの推薦となっています。

民生委員・児童委員の推薦・委嘱の手続き及び選任基準

1 推薦・委嘱手続き

民生委員候補者の推薦及び委嘱の手続きを図示すると、次のとおりです。



(1) 民生委員推薦会

区市町村の附属機関として各区市町村に設置され、候補者を選考し、知事に推薦します。推薦会の構成員は、区市町村の区域の実情に通ずる者の中から、区市町村が委嘱することとされています。

(2) 民生委員推薦会準備会（任意設置）

民生委員推薦会の推薦機能を補助する下部機関として、地域の実情に応じた適当な区域ごとに民生委員推薦準備会が設置されている区市町村もあります。

（平成31年3月31日現在設置状況10区1市）

(3) 社会福祉審議会（民生委員審査分科会）

知事の附属機関として都に設置され、民生委員推薦会から推薦された民生委員候補者について、都知事の諮問により適否を検討し、その結果を知事に答申します。知事は、審議会の答申を踏まえて、厚生労働大臣へ推薦を行います。

民生委員審査分科会の構成員は、次の分野から社会福祉審議会委員長が指名しています。

ア 都議会議員

イ 社会福祉事業従事者

ウ その他学識経験のある者

(4) 推薦の再考

民生委員推薦会から適格要件を著しく欠く民生委員候補者の推薦があった場合には、知事は、社会福祉審議会に諮問する前に、当該候補者を推薦した民生委員推薦会に対して、当該候補者の推薦について再考を求めることができます。

(5) 再推薦

民生委員推薦会から推薦された民生委員候補者について、民生委員として適当でないと認めるときは、知事は、社会福祉審議会の意見を聴いた上で、その民生委員推薦会に対して再推薦を命ずることができます。再推薦を求められた場合は、民生委員推薦会は、再度適格者を人選の上推薦しなければなりません。

(6) 委嘱

都知事が推薦した民生委員候補者を、厚生労働大臣が民生委員に委嘱します。

これは、憲法第25条第2項における、社会福祉の向上及び増進は国の責務である旨の宣言と対応し、民生委員の職務の重要性に鑑み、国の社会福祉行政の最終責任者である厚生労働大臣が委嘱することとしているものです。

なお、民生委員は、児童福祉法第16条に「民生委員は、児童委員に充てられたものとする。」と規定されており、同時に、児童委員にも委嘱されることになります。

(『民生委員・児童委員の手引き 令和元年度版 4章 民生委員・児童委員の委嘱・解
嘱』)

民生委員・児童委員及び主任児童委員選任基準

区分	事項	都の基準	国の選任基準
資格要件	当該市区町村の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童福祉法の児童委員としても適当である者（民生委員法第6条）		
適格要件等	民生委員・児童委員（区域担当）	<p>【新任】67歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、70歳未満の者を推薦することができる。</p> <p>【再任】75歳未満の者で、任期中に職責を十分に果たせると思われる者。</p>	75歳未満の者を選出するように努めること。
	a 年齢	<p>主任児童委員</p> <p>【新任】原則として、55歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、62歳未満の者を推薦することができる。</p> <p>【再任】原則として、55歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、65歳未満の者を推薦することができる。</p>	原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。
	b 議員との兼職	現職議員は避けること。	S26.6.1 厚生事務次官通知 「地域の実情に応じてよろしくお取り計らわれたい。」
	c 常勤の公務員及び会社員等の被雇用者の選出	地域の事情等により常勤の公務員及び会社員等の被雇用者を選任する場合には、民生委員活動に支障がない者を選出すること。	（特に定めていない）
	d 現住所在住期間	おおむね3年以上居住	相当期間居住
	e 再推薦手続	民生委員・児童委員として適当でないとき、都知事は、東京都社会福祉審議会の意見を聴いた上で、その民生委員推薦会に対して再推薦を命ずることがある。	民生委員推薦会が推薦した者の中に民生委員・児童委員として適当でないとき認められる者があるときはもとより、被推薦者よりなお適当な者があると認められる場合においても再推薦を命じることができる。
	f 推薦の再考	適格要件を著しく欠く民生委員・児童委員の推薦があった場合には、都知事は、東京都社会福祉審議会に諮問する前に、当該候補者を推薦した民生委員推薦会に対して、再考を求めることができる。	（特に定めていない）
	g 専門性（主任児童委員）	児童福祉に関する理解と熱意、専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者。	
選出方法	推薦準備会の設置	設置することが望ましい。	設置する場合は、準備会の適正な運営に配慮すること。

